



**【書評】古賀弥生著『芸術文化がまちをつくる : 地域文化政策の担い手たち』(九州大学出版会, 2008年)**

著者	小山 健一
雑誌名	同志社政策科学研究
巻	10
号	2
ページ	193-195
発行年	2008-12-20
権利	同志社大学大学院総合政策科学会
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000011582">http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000011582</a>

## 書 評

### 古賀弥生著『芸術文化がまちをつくる—地域文化政策の担い手たち—』

(九州大学出版会 2008年)

小山 健一

本書は、芸術文化がまちづくりとどのような関係をもっているのかを明らかにしながら、近年新たな公共の担い手として台頭しつつあるアートNPOのさまざまな活動をもとに、これからの芸術文化振興のあり方について考察したものである。特に、芸術文化振興に関わる主体間で強力な運営ネットワークを構築することの重要性を説いている。

本文では、筆者の活動拠点である福岡県内の事例を参考に全国的な統計データとの比較を交えながら、地域における芸術文化振興の現状を提示し、そのうえで各運営主体がどのようなかたちで関わっているのか、また主体間でより良いパートナーシップを構築するためには今後どのような活動を展開していくことが望ましいかについて詳述されている。

まず第1章では、芸術文化とまちづくりの相関性について「人々の生き甲斐や生活の質の向上に貢献する」「人々が暮らす地域や都市のレベルで、芸術文化によって活性化が図られたり経済効果をもたらされる」という二つの大きな側面があるとし、前者が「人づくり」に、後者が「街づくり」に貢献するものと位置づけ、両者の作用をあわせて広義の「まちづくり」と定義している。また筆者は、行政や企業と比較したときのNPOの優位性として、意思決定や行動の迅速性、柔軟性、地域のニーズへのきめ細やかな対応が可能である点などを挙げ、公の施設の管理運営を行う指定管理者制度への参画によってNPOの活動がさらに活発化することを期待している。

第2章では、NPOのなかでもとりわけ芸術文化と地域をつなぐ「アートNPO」に焦点をあて、

その活動が芸術文化振興にたずさわる主体間のコーディネート機能を担っている点について、「アーティスト・イン・スクール」の事例をもとに紹介している。アーティスト・イン・スクールとは、アートNPOが学校にアーティストを派遣しておこなう形態の授業のことで、創造的な手法を用いて子どもたちの知的好奇心を喚起する点に特徴がある。しかしアートNPOの活動は授業プログラムや実施報告書の作成をおこなうなど広範で、現場での活動より水面下での活動のほうが大きな比重を占める。このため実質的に教育の一端を担っているにもかかわらず、アートNPOが公共問題の解決や公共政策の一端を担う主体であるという認識が社会に浸透していないと筆者は指摘し、アートNPOがみずから地域社会に芸術文化の意義を問う活動を展開していく必要があると説いている。また一括りにアートNPOといっても、アーティスト側からのアウトリーチ活動を主に扱うものや創造活動に受け手とのコミュニケーションを取り込むものなど業態は様々であり、アートNPOどうしが相互補完の関係と活動を通じて地域における存在感を高めていくことが重要であると訴えている。

第3章から第5章にかけてはアートNPOの特性と課題を示し、そのうえで行政や企業メセナとの連携のあり方について事例を交えながら考察している。筆者はアートNPOの多くが慢性的な資金不足や常勤スタッフの少なさに悩まされている点を挙げ、行政はこれらの課題を抱えながら公的な活動に取り組むNPOの努力と成果に配慮したパートナーシップを構築すべきであるとしている。また福岡県内の企業メセナの現状

と傾向を大企業、中小企業ごとに分析し、企業がNPOと連携することの意義があまり認知されていない点について、アートNPOは企業が芸術文化を支援することの意義を説き、具体的なプログラムを提示するなどしてみずから社会的な存在感を高めていく必要があると述べている。

第6章と第7章では、公立文化施設の可能性とその運営主体について考察している。福岡県筑後市の「サザンクス筑後」を例にあげ、公立文化施設による住民参加型事業や市民ボランティア養成講座などが、住民に芸術文化活動を通じた地域社会との関係づくりに目を向ける機会を提供し、まちづくり全般へ自律的にかかわる「市民」の育成につながると述べている。また、近年導入された公の施設への指定管理者制度について「公立文化施設と地域の連携が十分でない現状では、民営化は経済性を重視したものになりかねない」と警告し、芸術文化振興の明確なビジョンをもたない主体が指定管理者となることで公立文化施設が本来の機能を十分に果たせなくなる危険が生じると指摘している。

第8章と終章では地域文化政策の担い手についてふれ、文化政策は公共政策のなかでも特に行政が先導して行うものではなく、企業やNPOなど多様な担い手が主体となることが望ましいとし、加えて「文化政策は公共政策の担い手を育成し、様々な分野を越境しつつNPO、企業、行政など多様な当事者の関わりによって地域社会の持続的な発展と人々の幸福に寄与する。文化政策は公共政策の幅広い領域の中でも先駆的な分野であり、協働の実験場であるともいえるのではないかと述べ、市民やNPO、企業などが客体としてしか参加できない「文化行政」ではなく、多様な担い手の参加を前提とする「文化政策」が展開されるべきであるとしている。そして芸術文化と地域のつなぎ手、さらにはネットワークとしてのNPOの今後のさらなる飛躍に期待し、結びとしている。

本書の大きな特徴は、芸術文化を文化行政やアーティスト、または趣味人のみに独占させるべきではないとしている点である。これは近年さかんになっている創造都市論の流れに位置するものでもあり、筆者がリチャード・フロリダの著書を引用しているとおり、「現代において、クリエイティビティを有するのは特別な才能に恵まれた少数の人に限定されると考えるのは、大

きな誤り」であり、「何よりも私たち一人ひとりが、クリエイティブな可能性を十分に発揮する努力を真剣に行わなければならない」のである。

また地方公務員である評者の実感として、本文中でとりあげられているような協働を標榜する自治体が増えてはいるものの、行政が協働におけるみずからの立ち位置や役割を明確にしているケースは少なく、単に財政難のみを背景にした苦し紛れのスローガンである場合が多い。それは指定管理者制度においても同様であり、評者も実務において基本協定等締結後に双方の役割分担について疑義が生じ、対応に苦慮した経験がある。したがって第7章における筆者の指摘には、自戒の念もあわせて非常に強い共感を抱いた。

しかし芸術文化によるまちづくりについて論ずるなら、既存の創造団体または個人の活動についての考察も必要だったのではないだろうか。評者も創造活動に関わっているが、それぞれ筆者が本書の冒頭で述べているように、多くの創造団体が「互いに手をつなぎたいと意識はしているものの手の伸ばし方がわからず、差し出した手が空をつかんでいる」といった現状を散見する。芸術文化によるまちづくりを志向する場合、こういった人たちの活動やそれを取り巻く環境にも目を向けるべきである。なぜなら既存の創造団体はある程度専門的な運営ノウハウを持っており、筆者の志向する「参加主体それぞれが強みを持ち寄る運営ネットワークの構築」に寄与する存在であると同時に、彼らも芸術文化によるまちづくりの主体だからである。

筆者はみずからアートNPOの一員として地域の芸術文化振興の先端を担う傍ら、協働や企業メセナの現状などの客観的な把握に努め、これらとのより良いパートナーシップの構築を展望している。そして社会的な認知とサポートを必要としながらも、アートNPO自身が決して受け身とならず、みずから社会的な活動を通じて存在意義をアピールしていくべきであると訴えている点に本書の大きな意義がある。芸術文化によるまちの活性化をめざす筆者の強い思いは評者の今後の研究に多大なる示唆を与えるものであるが、今後もアートNPOが社会的な認知を得るまでには多くの困難が予想される。しかし第

2章で示されているようなコーディネート機能や上述の相互補完関係の強化を通じて、アートNPOは今後さらに発展する可能性を秘めており、その活動が地域に還元するものの価値もさらに大きくなると期待できる。本書は福岡での実践を中心に構成されているが、その実践が評

者のフィールドである京都においても援用可能なものかどうか、今後の実践のなかで検討を重ねていきたい。現時点でアートNPOの組織的脆弱性は否めないが、その先鋭的な活動と弛まぬ努力は、これからの地域文化政策のあり方をおのずと示していくのではないだろうか。